

別記1

補助率等は次のとおりとする。

区分	補助率等
(1) 長寿命化対策	
水利施設整備（営農用水、スペア資材を除く）	100分の64以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の69以内）
水利施設整備（営農用水、スペア資材）	100分の50以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の55以内）
機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査	定額 （ただし、1,000万円を限度とする。）
(2) 自然災害等対策	
ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、利活用保全	100分の68以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の73以内）
農業用河川工作物応急対策、水質保全対策	100分の71以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の76以内）
機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査、安全度評価	定額 （ただし、1,000万円を限度とし、耐震性点検・調を行うものにあつては、ため池の場合、3,000万円限度とする。）
(3) 危機管理対策	
危機管理システム等整備（営農用水を除く）	100分の68以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の73以内）
危機管理システム等整備（営農用水）	100分の50以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の55以内）
(4) ため池防災環境整備	
緊急的な防災対策	定額

地域防災上のリスク除去	定額 (1箇所あたりの助成額は、堤高5m未満にあつては1,000万円を限度とし、堤高5m以上10m未満にあつては2,000万円を限度とし、堤高10m以上にあつては3,000万円を限度とする。ただし、特に必要と認められる場合の助成額は、堤高5m未満にあつては3,000万円を限度とし、堤高5m以上10m未満にあつては4,000万円を限度とし、堤高10m以上にあつては6,000万円を限度とする。)
ハード整備の着手促進	定額 (ただし、500万円を限度とする。)
(5) ため池の保全・避難対策	
ハザードマップ作成	定額
監視・管理体制の強化	
地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要となる監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等	定額 (ただし、500万円を限度とする。)
地域(市町村単位)を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動	定額 (ただし、1,000万円を限度とする。)
減災対策の実施	定額 (ただし、500万円を限度とする。)
(6) 施設情報整備・共有化対策	
農業水利施設情報等の地理情報システム化	100分の50以内

注1) 中山間地域等とは、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。)、振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)、過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同

法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)をいう。)、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。)、急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)をいう。)又は指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。)において行うものである場合以下同じ)のいずれかに該当する地域をいう。

別記2

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

- 1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積。湧水処理にあっては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

- 2 助成単価は次のとおりとする。

(1)(2)に掲げるもの以外のもの

区 分	交付単価
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cmを超える場合	250,000円/10a 【180,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	235,000円/10a 【170,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	60,000円/10a 【50,000円/10a】
畦畔除去のみの場合	35,000円/100m 【35,000円/100m】
緩傾斜化	105,000円/10a 【70,000円/10a】
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が10cmを超える場合	420,000円/10a 【295,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	400,000円/10a 【285,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	225,000円/10a 【165,000円/10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	190,000円/10a 【135,000円/10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	170,000円/10a 【120,000円/10a】
トレンチャ工法を用いる場合	120,000円/10a 【85,000円/10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	105,000円/10a 【75,000円/10a】
地下かんがいを導入する場合	30,000円/10a加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	20,000円/10a加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円/10a加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	205,000円/100m 【140,000円/100m】
表土扱いを行わない場合	185,000円/100m 【125,000円/100m】

末端畑地かんがい施設	185,000円/10a 【130,000円/10a】
樹園地の場合	290,000円/10a 【205,000円/10a】
給水栓設置のみの場合	20,000円/1箇所 【15,000円/1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	65,000円/10m 【45,000円/10m】
土層改良	—
反転耕	280,000円/10a 【205,000円/10a】
混層耕	20,000円/10a 【15,000円/10a】
堆肥施用	20,000円/10a 【15,000円/10a】
明渠排水	15,000円/100m 【10,000円/100m】
客土	260,000円/10a 【175,000円/10a】
除礫	235,000円/10a 【160,000円/10a】
更新整備	—
排水路	220,000円/10m 【160,000円/10m】
畦畔	145,000円/100m 【95,000円/100m】
排水口	40,000円/1箇所 【30,000円/1箇所】
畑作転換工	—
額縁排水溝	15,000円/100m 【10,000円/100m】
酸度矯正	5,000円/10a 【5,000円/10a】
水田貯留機能向上支援	年上限額を3,000,000円

(2) 実施結果報告時まで、中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。))に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあっては、次に掲げるものとする。

区 分	交付単価
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cmを超える場合	300,000円/10a

	【215,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	280,000円/10a 【200,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	70,000円/10a 【60,000円/10a】
畦畔除去のみの場合	40,000円/100m 【40,000円/100m】
緩傾斜化	125,000円/10a 【80,000円/10a】
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が10cmを超える場合	500,000円/10a 【350,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	480,000円/10a 【340,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	270,000円/10a 【195,000円/10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	225,000円/10a 【160,000円/10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	200,000円/10a 【140,000円/10a】
トレンチャ工法を用いる場合	140,000円/10a 【100,000円/10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	125,000円/10a 【90,000円/10a】
地下かんがいを導入する場合	30,000円/10a加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	20,000円/10a加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円/10a加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	245,000円/100m 【165,000円/100m】
表土扱いを行わない場合	220,000円/100m 【150,000円/100m】
末端畑地かんがい施設	220,000円/10a 【155,000円/10a】
樹園地の場合	345,000円/10a 【245,000円/10a】
給水栓設置のみの場合	20,000円/1箇所 【15,000円/1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	75,000円/10m 【50,000円/10m】
土層改良	—
客土	310,000円/10a 【210,000円/10a】
除礫	280,000円/10a 【190,000円/10a】

更新整備	—
排水路	260,000円/10m 【190,000円/10m】
畦畔	170,000円/100m 【110,000円/100m】
排水口	45,000円/1箇所 【35,000円/1箇所】
畑作転換工	—
額縁排水溝	15,000円/100m 【10,000円/100m】
酸度矯正	5,000円/10a 【5,000円/10a】

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

- 3 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
助成額 = $A \times 10 / L \times$ 助成単価
- 4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減額するものとする。
- （1） 田・畑の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円（施工延長100メートル当たり1万円）を減額。
 - （2） 暗渠排水にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減額。
 - （3） 湧水処理にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減額。
- 5 更新整備（畦畔）にあつては、幅広畦畔の場合は4万5千円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m（幅広畦畔の場合は4万円/100m）、防草シートを設置する場合は11万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別記3

離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。）において行うものである場合